

【平成22年度】

## 熊本県土木部土木技術管理室と本会土木委員会との 意見交換会議事概要

日 時：平成22年11月9日（火）10：00～11：58

場 所：熊本県庁本館 10階 1003会議室

I. 開 会

II. 挨 捶

1. 社団法人 熊本県建設業協会 土木委員長

2. 熊本県土木部土木技術管理室 室 長

III. 自己紹介

IV. 意見交換

1. 総合評価方式について

(1)総合評価方式において若年層を育成する為の発注のあり方について（芦北）

加点対象が一定の施工経験を持った配置技術者しか加点とならず若年層の技術者育成につながっていないと考えます。品質確保の観点等から施工経験の豊富な技術者に任せたいとの発注者の意向も理解します。

しかしながら、例えば工事規模が3000万少々の現場ですと2級土木施工管理技士で法律上可能なはずです。この工事が総合評価方式の発注になり適正な価格で受注するためには経験豊富な1級土木施工管理技士の配置を必要とします。若年層の技術者で勝負するためには入札金額を落とさざるを得ません。

高校卒業者の就労率の回復のためにも、建設産業への就職率の回復のためにも中・長期的な視点で対策を願いたいと思います。

(回答)

総合評価方式による工事においては、若年技術者の現場登用が図りにくいとの意見があることは承知しております、今後も幅広い観点から検討して参ります。



## (2)総合評価方式の見直しについて（玉名）

現在、企業の評価点を入札金額で割って点数の高い企業が落札する様になっていますが、公共工事が激減している中、予定価格を大幅に下回って落札している状況です。

つきましては、入札金額は加味せず、評価点の高い企業が予定価格で落札出来るように入札方式を変更して欲しい。

### （回答）

総合評価方式は、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。」と定められた地方自治法施行令第167条の10の2に基づき施行しており、一般競争入札において価格を加味せずして落札者決定は出来ません。

Q 総合評価についても、今の発注方法で行くと思っていないが、事前公表＋ランダムは、業者の価値を下げている。九州でも事前公表は3県しか実施しておらず、他県同様事前公表の撤廃をお願いしたい。

A 本来監理課が所管するところですが、予定価格の事前公表は、情報公開の流れに沿って進めてきた経緯があり、現時点では廃止や事後公表は考えておりません。

Q 積算技術が優れているという観点から考えると事前公表の撤廃も出来ると考えるが如何だろうか。

A 前問に対する答のとおりです。

## (3)土木工事の特AとAの取り扱いについて（人吉）

現在、土木工事の入札では3000万円以上9000万円未満の工事は特AとAクラスが参加要件になっておりますが、特AとAの企業及び技術者の施工実績は明らかに大きな差があり、Aクラスの業者が落札するには大変不利な状況になっております。つきましては、Aクラスだけの参加要件（例：3000万円以上6000万円未満をAクラス、6000万円以上9000

万円未満は現行どおり特AとAクラス）を設けて頂けないでしょうか？

（回答）

このような意見があったことは監理課へ伝えます。

（4）総合評価に関する基準について（八代）

会員として大規模災害等の支援活動に関する協力を実施しておりますが、非会員は、そのような協力体制がないと思っております。

本年度災害協定への加点を追加して頂いておりますが、災害協定締結をしている団体会員には、加点に対する更なるウエイトを考慮して頂けないでしょうか。

（回答）

「災害協定の締結」による評価は、災害調査や応急活動に向けた待機や普段からの災害への備えなど災害対応の意欲を実績と同等に評価することとしたものであり、協定締結自体に実績以上の評価を与えることは困難と考えます。

Q 安全大会、雇用改善事業への取り組み等、目に見えない非会員との差について、出来れば会員企業に対し加点して頂けないでしょうか？

A 協会員を理由とした地域貢献度における評価は、公平・公正性の観点から難しいと考えます。

Q 消防団員の数についてはどうでしょうか？

A 地域貢献度については、現在「県管理施設の美化活動を行うボランティア活動の実績」などの社会基盤の維持管理への貢献を視野に設定していますが、その他の分野の様々な意見や提案を頂いており、今後もさらに幅広い観点から検討を行って参ります。

## 2. 設計・積算等について

### (1)電子図面の修正について（人吉）

着工前測量に伴う図面の修正についてですが、現地と図面の差異は設計コンサルタントに責があると考えております。つきましては、電子図面の修正はコンサルタントが行った上で施工業者への配付をお願いします。

#### （回答）

現地と図面の差違については、契約約款第18条の規定に基づき責任の所在を明確にし、修正等の対応に努めて参ります。

Q コンサルにも努力して欲しい。

A 現地と図面の差違が測量設計の瑕疵により生じているのであれば、コンサルタント等に修正をさせることになっています。

Q 設計図書を納品した時の点数だけでなく、工事が竣工した後で再度、現場に対して整合性があったかどうかの点数を付けて頂きたい。

A コンサルタント等に能力差があることは認識しており、適切な品質確保の確認などの観点から委託業務成績評定の試行を行っています。

### (2)発注図面の不備について（玉名）

sfc形式の発注図面のオリジナルデータですが、C A D製図基準に基づいていないものばかりです。

内容はレイヤー違い、禁則文字の使用、線種が違うなど、発注図面が基準に則っていないのは設計コンサルから納品されたものを発注者はチェックソフト等を使用し照査（C A D図・数量・設計根拠）していないのでしょうか？

また、基準に準拠していない図面については修正していただけるのでしょうか、変更時を含めたところで請負者と発注者の範囲を明確にお聞かせ願います。

(回答)

測量・設計などの成果品は納品時にチェックソフトで検査後に受領していますが、それが工事発注時に図面加工などにおいて C A D 製図基準に則していない状態となり、指摘のような状況が発生することも考えられますので、工事受注者にデータ提供する際も再度チェックソフトを使って適正なデータとなるよう職員を指導します。

なお、工事受注者に提供した図面が C A D 製図基準に則していない場合には、納品時にも則しない今まで良いことにしています。(平成 22 年 8 月 27 日付け事務連絡で職員に周知を図っています。)

(3) 変更図面の作成について（玉名）

現状、変更図面は受注者が作成しております。変更図面の作成には時間が掛かり、かなりの経費と労力が伴います。  
作成させるのであれば、相応の費用を計上するべきではないでしょうか。

(回答)

変更図面の作成は、受注者からの出来形図などの変更資料に基づいて発注者で作成すべきものですから、受注者が作成することのないよう職員を指導します。

なお、作成には相当な時間を要しますので、変更資料については十分な時間の余裕を持って監督員に出来るだけ速やかな提出をお願いします。

Q 現場にしづ寄せがきている。書類作成に掛りきりになる。

A 図面や書類など各種情報の電子化は時代の要請するところとはいえ、受注者の皆様には大変なご苦労があると認識しておりますし、また県職員の習熟度が低く皆様にはご迷惑をお掛けしておりますが、少しずつですがレベルアップして参ると思いますので今後ともご協力をお願いします。

Q ペーパーレスになるはずが、書類が増えている。社会資本が悪いものが出来上がっているのではないだろうかという危惧がある。パソコンに掛りきりになり、現場管理が出来ていない。

A C A L S ／ E C の導入について本県は他県に先行しており、その分工事に携わる方々にはご苦労をおかけしておりますが、ご協力をお願いします。

(4) 設計単価の見直しについて（阿蘇・玉名）

設計単価が現状と合っていないものが、かなりあります。

- ① 交通誘導員単価が、市場単価に見合っていない。
- ② 堀削作業等の使用重機が現場の状況にマッチせず、0.8m<sup>3</sup> バックホウで積算されていることが多い。
- ③ 発生土の運搬距離を正しく見ていただきたい。
- ④ 現場発生土を流用する場合、発生土の試験結果を考慮してもらいたい。  
(含水比の高い土質をはっ氣して盛土材として使用する場合、工期、作業効率に問題が生じてくる。安定処理の方法を考えてももらいたい。)
- ⑤ 土工には小規模土工はあるが工事によっては排水工が 10m 以内の工種に対し 100m 当たりの代価表を使い m 当たりの単価を割り出すのはおかしい。  
施工単価にも小規模を設けていただきたい。

(回答)

- ① 交通整理員 A ・ B など、公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用（例えば、警備会社に必要な諸経費）は含まれていません。公共工事の積算において、これらの費用等は、現場管理費に含まれています。

なお、個別の職種である交通整理員 A ・ B の現場管理費等について、発注者と受注者の積算が一致しないかもしれませんのが工事全体としての現場管理費等の諸経費には過不足は生じてないと考えています。

Q 交通誘導員の数について警察協議の際、増員しないといけなくなるが、監督員は出来ないと言われることがある。

A 警察協議などの結果増員配置が求められた場合などには、協議により合理的な範囲で変更することは出来ると考えます。

Q 交通誘導員と軽作業員の労務単価がほぼ同じである。労務費調査はこれで良いのだろうかと疑問に感じる。

A 国土交通省と農林水産省が毎年、実際に支払われた賃金を調査して定めた実勢価格で、国や地方公共団体などで一般的に活用されています。

なお、賃金の低落や職種間のアンバランスは、建設生産物の品質低下や、人材の確保が困難になるなど好ましくないと考えます。

②機械については、工事の規模や現場条件に適合した合理的なものを選定すべきと考えますので、発注に当たり現場状況の確認について改めて徹底します。

③建設発生土の処分等については合理的な運搬距離を計上することとしています。

Q 発生土の運搬について、盛土の場合 50 km 以内であればあちこちから持ってくるが、運搬費が高くなるため地元の安い土を購入しても良いのか？

A 経済性よりむしろ建設発生土の有効利用を工事箇所間で行う趣旨で定められた制度であり、搬出・受入時期、土質の問題などで需給の調整が難しい面もあるが極力この制度に則って実施しているので協力をお願いします。

Q 受け入れる方としては、1月に 200 m<sup>3</sup> しか入ってこないと、3人つけないといけない為、経費が合わない。600～800 m<sup>3</sup> なら良いが。地元で買った方が安い。各地区でストックヤードを作る話もあったが、保健所からこれをやれ等言われ、コストが掛りすぎる。副産物の有効利用が難しい。

A 個別の問題としては、出先発注機関に実情を相談してください。

④建設発生土の流用については、目的に応じた所要の品質が満足されることは必要であり、合理的な施工を行うためには試験結果を使用するのも有効な手段と考えますので監督員に対して協議や提案を行ってください。

なお、一連作業として施工できない場合は実態に応じた積算内容とすべきと考えます。

⑤質問にあるような 100m当たりの代価表は調査の結果見当たりませんが、排水構造物の積算を例にとれば、50m未満の場合には 10% の割り増しを行って 10m当たりの代価表を作成し、単位当たりの価格を算出しており問題はないと考えます。

#### (5)生コンクリートの設計基準強度について（菊池）

特記使用書等で設計基準強度と水セメント比の指定があるのですが、強度 18N、水セメント比 60% 以下の JIS の生コン製造が出来ず、相談の上強度を 21N とし施工しています。設計の段階で 18N ではなく、21N とはならないのでしょうか。

#### (回答)

コンクリートの設計基準強度はコンクリート構造物の設計において基準とする強度であり、コンクリートの呼び強度に左右されるものではありません。現場においては、呼び強度 18N/mm<sup>2</sup> で水セメント比 60% 以下の生コンクリートは調達が難しく、21N/mm<sup>2</sup> を便宜上使用しているのが実態と思われます。

#### (6)山間箇所の早期発注について（八代）

積雪になれば作業中止か除雪作業に時間を使い工事に遅れが生じ、工期内に完成することが困難になりますので、特に積雪が予想される箇所については、早期発注か考慮した工期を設定して欲しい。また、除雪作業等を行った場合は、費用負担を考えて頂きたい。

#### (回答)

現場条件等を考慮のうえ適切な時期での発注に努めていますが、諸々の要因のため計画どおりに発注できない場合には工期等を考慮するようにしています。なお、九州では積雪寒冷地域における現場管理費の割増は適用されません。

### 3. 現場の諸問題について

#### (1) 担当者の迅速な対応について（阿蘇）

平成22年1月に受注した工事が道路の切替などの理由で手続上、時間がかかりすぎるようだ。

担当者に問い合わせても、時間を下さいとのことで、代理人は外せず経費は掛かるし、2回目の工期延長を余儀なくされかねません。（8月末まで）

役所担当がもっとスピーディに物事を運んでもらえないでしょうか。

（当初工期 3/25 延長工期 6/25）

#### （回答）

適正な施工の確保を図るため、あらかじめ施工条件を明示し、施工前に確認し合うように指導しています。また、施工途中で生じた条件の変更については、受注者に内容をよく説明し理解を得たうえで、工事中止などを含め時間的コスト感覚を意識した適切な対応を取るように指導しています。

Q 三者協議についても何時行って良いのか分からず、なかなかうまくいっていない。

A 三者協議については、品質に優れ、適切な収益の確保のために有効であると受発注者双方が認識していると考えており、今後も推進する計画です。なお実施については、着工前測量などが終了した時点が適当と考えます。

Q 明らかに設計変更に当たるものを、発注者よりこれを創意工夫で行いませんか？と言わされたことがある。点数を買っていると捉える業者もいる。

A 不適切な対応ですので指導します。

#### (2) 監督員の引継ぎについて（宇城）

数年に渡る施工区間において発注者側の監督員の引継ぎを確実に伝達して欲しい。

前年の担当者と当年の担当者において思惑の違いで、地元要望の物件と差

異が生じ、施工業者が悪くなる場合がある。引継ぎを確実に行って欲しい。

例) 着工前の伐採の対応等、施工者が行うのが当たり前と思われている等。

(回答)

このような意見があがっていることを周知し、再発防止に努めます。

### (3)監督職員と工事提出書類について（荒尾）

類似工事において、監督職員によって提出書類の種類や様式等が異なる為、施工業者間で戸惑いがある。

また、施工に関する指示や指摘事項にもバラツキがある。最低必要限の提出書類・指示等の統一化を行っていただきたい。

例1) 工事金額5000万以下の工事で行程表をネットワーク図で作成するよう指示があり、次の工事のときネットワーク図で提出したところ、バーチャート図に変更するよう指示された。

例2) 他社との隣接工事で監督員から写真の写し方・書類のまとめ方の指示がそれぞれ違っていた。

(回答)

このような意見があがっていることを周知し、再発防止に努めます。

## 4. 検査・工事成績等について

### (1)地域振興局長表彰について（人吉）

各地域振興局において工事規模別に優秀工事表彰を設けて頂けないでしょうか。施工業者の品質向上につながると共に業者評価に反映できると思います。

(回答)

優良工事等表彰制度は、全県下を対象として毎年20件の知事表彰を行っています。この制度では工事成績評定点の上位者からの選定を行っており、局毎の表彰は局間の不公平が生じる恐れがあることから行っておりません。

Q どこどこの振興局は点数が高いという話がある。どのように選定しているのか教えて頂きたい。

A 前問で回答したように、局間で不公平が生じないよう全県下で工事成績評定点の上位者から選定しています。

なお、対象は請負額250万円を超える工事で、年間およそ2千件あります。

## V. 閉会